

# 日本皮膚科学会 基本領域 皮膚科専門医規則施行細則

(平成 29 年 12 月 1 日制定)

(令和 2 年 11 月 6 日改正)

## 第 1 章 専門医制度関連各種委員会

(専門医制度関連各種委員会の長)

第 1 条 専門医制度関連各種委員会（以下「関連各種委員会」という）の委員長は、定款施行細則第 8 条第 3 項の規定に基づき、理事長がこれを委嘱する。

(専門医制度委員会の業務)

第 2 条 専門医制度委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 関係規則の制定・改定
- (2) 皮膚科専門研修プログラム整備基準の策定と改定
- (3) 専門医資格認定委員会、研修プログラム委員会および専門医試験委員会の統括
- (4) その他必要な業務

(専門医資格認定委員会の業務)

第 3 条 専門医資格認定委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 専門医認定および資格更新の申請書類の審査
- (2) 後実績の単位の決定
- (3) その他必要な業務

(研修プログラム委員会の業務)

第 4 条 研修プログラム委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 学術委員会と協議のうえ研修カリキュラムの作成と改定
- (2) 研修モデルプログラムの作成と改定
- (3) 研修プログラムの審査と評価
- (4) 前実績の単位の決定
- (5) その他必要な業務

(専門医試験委員会の業務)

第 5 条 専門医試験委員会は、試験の実務を担当し、その業務は次のとおりとする。

- (1) 試験問題の出題
- (2) 試験の解答の評価
- (3) 試験場の設定と運営

(4) その他必要な業務

(学術委員会の業務)

第 6 条 学術委員会は、学術委員会本来の業務の他に、専門医資格取得のための教育をはじめ主として本会会員を対象とした講習・セミナーなどを担当する。その業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修講習会および生涯教育講習会の企画と運営
- (2) 理事会が必要と認めた講習・セミナーの企画と運営
- (3) 共通講習の審査・領域別講習の審査、承認
- (4) 研修プログラム委員会と協議のうえ研修カリキュラムの作成と改定
- (5) その他必要な業務

## 第 2 章 専門医の認定

(専門医認定の申請手続き)

第 7 条 専門医認定試験の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 専門医認定試験受験申請書
  - (2) 医師免許証（写）
  - (3) 研修修了証明書
  - (4) 研修の記録
  - (5) その他、必要な書類
- 2 専門医認定試験には書類審査料（20,000 円＋消費税）を別途支払うものとする。
- 3 専門医認定試験には受験料（30,000 円＋消費税）を別途支払うものとする。

(前実績)

第 8 条 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医規則第 10 条第 1 項第 4 号に規定する前実績は、次の各号から成る。

- (1) 本会の主催する講習会への参加
- (2) 学術集会における学術発表
- (3) 皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表
- (4) その他、理事会が別に認めたもの

(前実績の単位)

第 9 条 各前実績に、次のように単位を配分する。専門医認定に要する前実績の総単位数は 60 単位とする。

- (1) 講習会参加は、32 単位を超えて加算することはできない。また、必須と指定さ

れた講習会には、規定に従って参加しなければならない。

- (2) 学会発表は、1回につき2単位とし、申請者が自分で口演したものに限る。
- (3) 論文発表は、1篇につき4単位とし、申請者が筆頭著者または単独著者であるものに限る。また、計3篇(12単位)以上なければならない。
- (4) 理事会が別に認めたものについては、個別に単位を認定することができる。

(専門医認定の認定試験)

第10条 専門医認定の認定試験は、原則として年1回12月(第三日曜日を第一候補)に行う。本会は、専門医認定申請の受付期間および試験の期日と場所を、試験の6カ月前までに日本皮膚科学会雑誌(以下「日皮会誌」という)、日本皮膚科学会ホームページに告示する。

(専門医認定申請料)

第11条 専門医の認定には申請料(40,000円+消費税)を別途支払うものとする。

### 第3章 研修施設群・研修プログラム、プログラム統括責任者、指導医の申請

(研修施設群・研修プログラムの申請手続き)

第12条 研修施設群の申請に要する申請書類は、機構の定めにより決定する。

(研修条件の変更)

第13条 研修基幹施設において、統括プログラム責任者・指導医が交代したとき、統括プログラム責任者変更届または指導医変更届および統括プログラム責任者の場合は新プログラム統括責任者の経歴書を、また、指導医の場合は、新指導医の経歴書を提出し、本会での審査承認及び機構の認定を受けなければならない。

2 研修連携施設において、指導医が交代したとき、指導医変更届および新指導医の経歴書を提出し、本会での審査承認及び機構の認定を受けなければならない。

3 本条第1項及び第2項に定める条件以外の研修施設群及び研修プログラムの指定条件の内容に変更があったとき、すみやかにその旨を本会に連絡するものとする。本会は内容を審査・確認後、機構に連絡を行う。

(プログラム統括責任者の役割・権限)

第14条 プログラム統括責任者の役割と権限は、次のとおりとする。

- (1) プログラム管理委員会の設置及び同委員会の統括
- (2) 皮膚科研修プログラムにおける指導医の統括
- (3) 皮膚科研修プログラムにおける研修連携施設、研修準連携施設の推薦

- (4) この制度における皮膚科専攻医の指導
- (5) 研修結果の評価と研修修了証明書の発行
- (6) その他，研修指導に必要な業務

(指導医の役割・権限)

第 15 条 指導医の役割と権限は，次のとおりとする。

- (1) 研修プログラムにおけるプログラム統括責任者及び指導医との連携
- (2) この制度における皮膚科専攻医の指導・評価
- (3) その他，研修指導に必要な業務

(プログラム管理委員会の役割・権限)

第 16 条 プログラム管理委員会の役割と権限は，次のとおりとする。

- (1) 皮膚科研修プログラムの作成
- (2) 皮膚科研修プログラムの管理と改善

## 第 4 章 専攻医の研修記録・評価

(研修の記録)

第 17 条 専攻医は，自身の研修内容（形成的評価、年次総合研修評価、総括的評価）を記録し，定期的にプログラム統括責任者及び指導医から評価・確認を得る。

2 前項における研修内容のうち，専攻医が記録した症例情報は，本会が構築する研修管理システムにデータベース化して集積・登録し，学術研究の用に供する目的で本会が認めた場合に限り使用することができる。

(研修に対する評価)

第 18 条 専攻医は，履修する研修内容（指導医，研修プログラム，研修施設）に対し，評価を定期的におこなう。

## 第 5 章 専門医資格の更新

(専門医資格更新の申請手続き)

第 19 条 専門医資格更新の申請に要する申請書類は，次のとおりとする。

- (1) 専門医資格更新申請書
- (2) 症例一覧呈示
- (3) 後実績記載表

(4) 勤務証明書

2 専門医資格の更新には審査料（30,000 円＋消費税）を別途支払うものとする。

(後実績)

第 20 条 前条第 1 項第 3 号に規定する後実績は、次の各号から成る。

- (1) 診療実績の証明
- (2) 専門医共通講習
- (3) 皮膚科領域講習
- (4) 学術業績・診療以外の活動実績

(後実績の単位)

第 21 条 専門医資格更新に要する後実績の総単位数を 50 単位とする。前条に定める後実績のそれぞれの単位は別表のとおりとする。

(共通講習の登録)

第 22 条 第 19 条第 2 号の専門医共通講習の申請をするときは、主催者は所定の書類を添えて、学術委員会に提出しなければならない。

2 学術委員会は、申請された内容を審査し理事会に報告する。そのうち、機構からの審査結果を主催者に回答する。

3 機構の認定を受けた共通講習は、機構の原簿に登録のうえ、機構のホームページ、日皮会誌・日皮会ホームページに告示する。

(皮膚科領域講習の登録)

第 23 条 第 19 条第 3 号の皮膚科領域講習の申請をするときは、主催者は所定の書類を添えて、学術委員会に提出しなければならない。

2 学術委員会は、申請された内容を審査し適当と認めたときは、その単位数を決定し主催者に回答して原簿に登録のうえ、日皮会誌・ホームページに告示する。

(専門医資格更新の特例)

第 24 条 専門医資格（旧制度を含める）を 3 回以上更新し、満 65 歳以上に達した後に引き続き専門医資格を更新する者は、別紙「診療従事証明書」による申請を行うことで、更新に要する後実績単位の総数を 40 単位とする。

(専門医資格更新の延期)

第 25 条 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、災害被災など、その他やむを得ない事情）により専門医資格更新の申請が出来なかった者は、専門医資格延期申請書と理由書を提出し、専門医資格認定委員会の審査と機構による承認を経

て専門医資格の延期が認められる。また、延期の申請は年度単位での申請とし、1回の申請につき最長2年までを限度とする。

## 第6章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

第26条 専門医の資格を失い、または取り消された者は、専門医認定書を機構に返還しなければならない。この者は、専門医原簿から登録を除かれる。

## 第7章 補則

(研修目標と研修内容)

第27条 この規則および施行細則における研修目標と研修内容は、別に示す。

(書類の様式)

第28条 この施行細則にあげた各種書類の様式は、別に示す。

(納入金額の不返還)

第29条 既に納入した各種審査料および認定料は、返還しない。

## 付則

1. この制度は、平成30年4月1日より施行する。
2. この制度は、令和2年11月6日付で一部改正した。